

ヒアリング関係資料

出席団体

新経済連盟	小木曾 稔氏	政策担当
全国銀行協会	森永 雅彦氏	みずほフィナンシャルグループ (業務委員長行)
全国中小企業団体中央会	及川 勝 氏	政策推進部長

(50 音順)

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等に関する意見

2014年12月2日

一般社団法人 新経済連盟

1. 「不当な目的でみだりに」について

1) 監督についての論点の追加

これまでの議論では、初めて認定されるにあたっての基準や指針等が対象となっていた印象だが、いったん認定を受けた特定適格消費者団体がどのような活動をしているかについて監督するための指針を設ける必要があると考える。

2) 活動を可視化する数値指標（KPI）の設定

監督に際しては、理念的な責務規定だけでは実効性を伴った濫訴防止のための措置にならないことから、濫訴でないかの判断に資する可視化された数値指標の設定が必要であると考える。

- 例) ・ 1段階目の訴訟提起時に多数性が主張された対象消費者の想定人数と、実際に2段階目に入ってオプトインした消費者の人数、対象消費者として確定した消費者の人数
- ・ 訴訟提起数と、1段階目の勝訴数および敗訴数の割合

2. 理事会について

- 1) 共通義務確認訴訟における和解は、個々の消費者による授権が無い状態で行われるものであるから、理事会の決定が必要であると考える。
- 2) 共通義務確認訴訟提起の案件選定について、恣意的に特定の企業を狙い撃ちするといった選定や、話題性のみに着目した選定がなされることを避けるため、理事会で案件選定の基準・指針を承認することとし、それに従って選定するものとしてはどうか。

3. 経理的基礎について

- 1) 消費者に代わって訴訟を提起し、金銭を預かり分配するという極めて公益性の高い業務を行うという性格から、公益法人なみの経理的基礎を有することを条件としてはどうか。
- 2) 透明性を担保する観点から、会計監査人による監査を必須とするか、少なくとも監事の設置は義務とし、財務諸表の公表を義務としてはどうか。

4. 業務規程記載事項について

業務規程には、以下の点を盛り込んでいただきたい。

- 1) 被害回復関係業務は、事業者との事前交渉を基本とすること。
特定適格消費者団体の行動規範として、事業者との事前交渉を基本とし、訴訟提起に先立ち事業者の自主的な対応を尊重する旨を盛り込んでいただきたい。
- 2) 共通義務確認の訴えを提起するにあたっての案件選定の基準・指針を策定し、理事会の承認を得ること
- 3) 訴訟提起の決定は、訴訟提起に至る経緯を説明するに足る十分な根拠を有したうえで、理

事会において行われること。

- 4) 簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の締結に際し、授権をしようとする者が反社会的勢力でないことについて確認すること

5. 報酬および費用の基準について

特定適格消費者団体がどのくらい費用を回収できるかではなく、消費者の手元に何割残るべきかという観点で検討する必要がある。1人あたりの回収額が少額の場合の試算をすべきである。また、消費者の手元に残る割合は、広く消費者の意見を聞いて納得感のあるものにすべきである。

6. 不利益処分等について

適合命令や改善命令等の不利益処分の発動要件を、監督指針等とあわせて具体化すべきである。

以上

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等について

みずほフィナンシャルグループ

法務部 森永

1 はじめに

- ✓ 銀行に対して提起される「消費者」からの訴訟（団体訴訟ではなく）
- ✓ 訴訟提起要否の判断にあたり、「当事者の認識」を把握する必要性
 - 事業者への事実確認
 - 事業者との事前協議
 - 事業者の自主的な救済対応の参酌

2 「不当な目的のみだりに」（法第 75 条第 2 項）関連

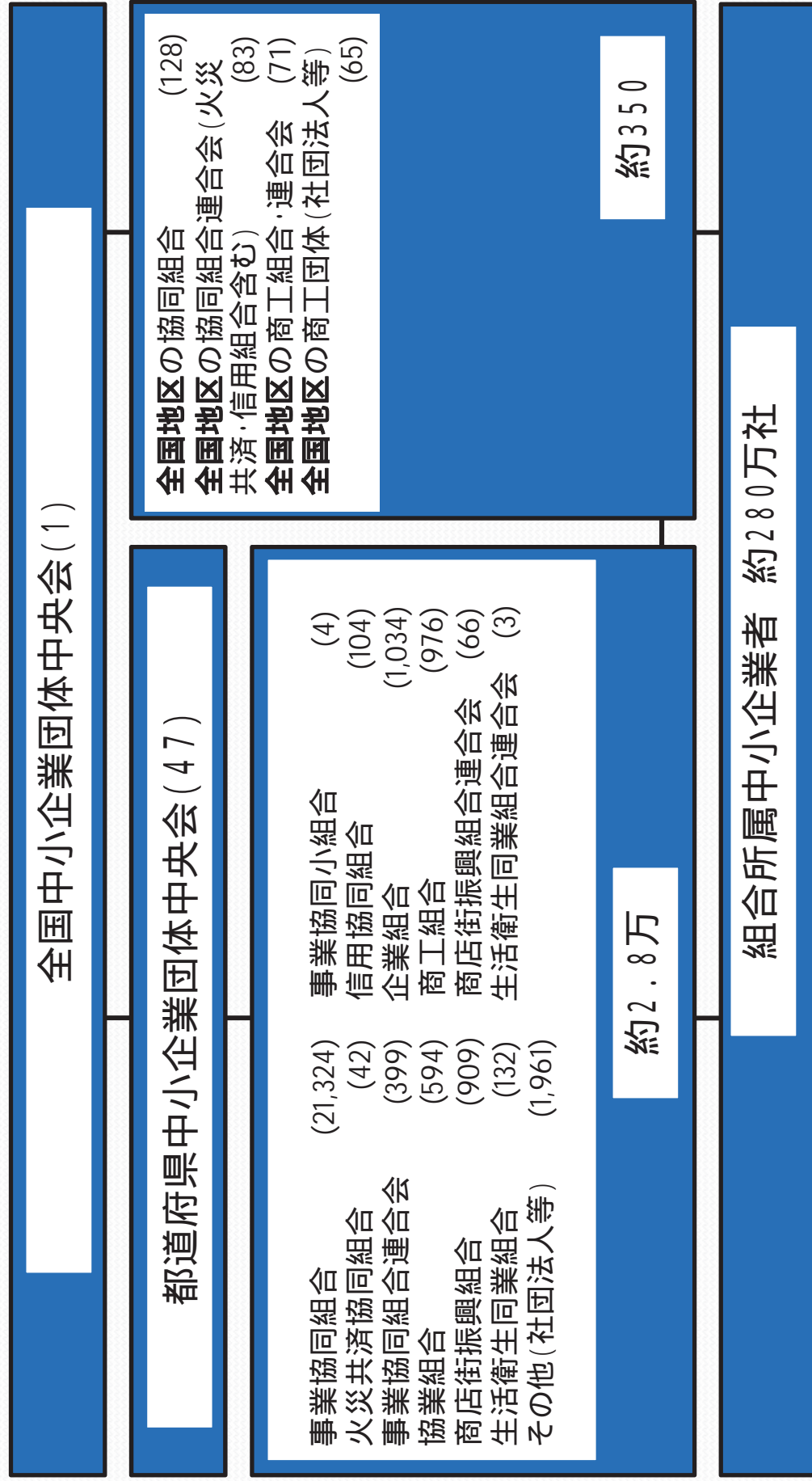
- ✓ 事業者にとって、（内容・結果等にかかわらず）消費者から集団的な訴訟が提起されること自体が信用・評判に影響しうる
 - 適切な事前抑制を効かせる必要性
 - 適格消費者団体による事後説明・公表など
- ✓ 「特段の根拠もなくあえて」の趣旨

3 「相手方による公表」（法第 27 条）関連

- ✓ 消費者への周知方法・内容
 - 事業者の公表負担が小さい手段
 - 法定公告事項以外の記載（例えば問い合わせ先）

以 上

中小企業団体中央会の組織



全国中小企業団体中央会

【根拠法】

中小企業等協同組合法(1949年法律第181号)

中小企業団体の組織に関する法律(1957年法律第185号)

【設立】

1956年4月10日

【会員(所属員)数】(2012年3月31日現在)

都道府県中小企業団体中央会 47中央会

中小企業組合等連携組織 2万8千組合(所属中小企業者約280万社)

東京都中央区新川1 - 26 - 19 全中・全味ビル

TEL: 03-3523-4901 Fax: 03-3523-4909

URL: <http://www.chuokai.or.jp/>

特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針について

1. 特定適格消費者団体の責務

- (1) 「不当な目的のみだりに」
- (2) 特定適格消費者団体相互の連携・協力

2. 特定適格消費者団体の認定要件

- (1) 活動実績、体制
- (2) 理事及び理事会
- (3) その他

3. 通知及び広告等

(1) 簡易確定手続申立団体による通知・広告

(2) 相手方による公表

(3) その他

4. 報酬及び費用の基準に関する事項

(1) 「消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと」の基本的考え方

(2) 不利益処分等

(3) その他